

【第3条関係】

提出人数 28名 提出意見数 40件

No.	提出された意見	意見に対する滋賀県警察の考え方
1	<p>この条例は、写真機等を人に向けたり、人の姿や風景等の撮影を規制するものなのか。</p> <p>(他同様主旨意見18件)</p>	<p>スカート内の下着などを撮影したりする目的でなければ、単に写真機などを人に向けたり撮影したりする行為は、規制される行為とはなりません。</p>
2	<p>「人の下着等を撮影する目的」をどのようにして立証するのか。</p> <p>(他同様主旨意見6件)</p>	<p>「人の下着等を撮影する目的」については、被害者の方の供述だけでなく、犯行の状況からスカート内の下着などが実際に撮影できるような状態であったのかなどの確認や、第三者の目撃状況、犯行の状況を撮影した防犯カメラの映像などの客観的証拠により立証することとなります。</p>
3	<p>「盗撮」行為の禁止は憲法21条の表現の自由に抵触しないのか。</p> <p>(他同様主旨意見2件)</p>	<p>スカート内の下着などを撮影したりする行為をこの条例で規制することは、県民全体の利益にかなうものと認められることから、憲法21条に違反しないと考えます。</p>
4	<p>近隣府県との連続した条例の整備が必要ではないのか。</p>	<p>同様の規定が、京都府・岐阜県を含む全国13都府県で既に施行されています。</p>
5	<p>自宅内も盗撮行為の禁止対象場所としてはどうか。</p>	<p>この条例は、公共の場所などでの著しく迷惑をかける行為などを規制していますので、個人宅での撮影行為をこの条例で規制するべきではないと考えます。</p>
6	<p>盗撮の罰則をもっと重くしてはどうか。</p>	<p>同様の規定がある都府県との均衡も考えて決定したものです。</p>
7	<p>「盗撮」の定義はどうしているのか。</p>	<p>この条例では「盗撮」という言葉では定義していませんが、第3条に「衣服等で覆われている人の下着などを見、またはその映像を記録する目的で、写真機等を人に向け、または設置してはならない」とその主旨を定めています。</p>
8	<p>下着等の「等」は何を示しているのか。</p>	<p>第3条第1項第2号中に、「人の下着または身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）」と規定しています。</p>
9	<p>「卑わいな行為の禁止」</p>	<p>記載されていないような迷惑行為が行われた場合に</p>

	を限定列挙にしてはどうか。	は、その行為が規制出来ないこととなることから、限定列挙とはしていません。
10	人の姿を撮影することを規制してはどうか。	この条例は、県民の皆さんの生活の安全と平穏を保持することを目的としておりますので、単に人の姿を撮影することを規制することは適当でないと考えます。
11	虚偽の被害申告等を行ったものに対する罰則規定は。	刑法の虚偽告訴罪や軽犯罪法の虚構犯罪等申告の罪等に該当すると考えます。
12	全裸映像の記録による罰則の加重規定は、被害者の同意がある場合のみ証拠採用する旨の規定を設けてはどうか。	司法手続での証拠採用に関する事項は、刑事訴訟法やその他の関係諸法令で定められるべきものですので、この条例内にそのような個別の規定を設けるべきではないと考えます。
13	撮影可能な機器全般を規制対象機器としてはどうか。	この条例で規定する「写真機等」には、「写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器」として撮影可能な機器全般が含まれています。
14	草案開示はいつ行われるのか。	条例改正案として滋賀県議会に上程した際に開示します。